

島牧村へのふるさと寄付をお待ちしています。

「ふるさと納税」制度が始まりました。島牧村を健康で笑顔あふれ、活力・活気のある“ふるさと島牧”にするため多くの皆様からのご支援をお願いします。

島牧村ふるさと寄附条例 他

ふるさと納税制度とは

この制度は、「生まれ故郷」や「かつて住んでいた、又は訪れたことがあり、ゆかりのある地」など応援したいと思う自治体に寄付をすることで、地方を元気づけ、応援できる制度です。

ふるさとへの思いや島牧村のまちづくりへの共感を持つ方々が、地域づくりへ参画できるよう寄付金による基金を設置し、その寄付金を財源として寄付者の社会的投資を具体化することにより、多くの方々の参画による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的とした「島牧村ふるさと寄付条例」を制定します。

寄付の募集と使途

寄付金は、寄付をしていただく方のご指定により、島牧村が重点的に取り組んでいる下記事業に使わせていただきます。事業を指定しないこともできます。

(1) 教育・文化の推進に関する事業

- 他人や自然を思いやる心と、ふるさとの歴史や文化を愛する心を育む教育を積極的に推進し、将来のまちを担う人材の育成に努め、さらに生活を豊かにする文化活動等を推進する体制を整える事業に活用させていただきます。

(2) 保健・医療・介護・福祉の向上に関する事業

- 村民一人ひとりがお互いの個性や自立する心を尊重しながら、自立、互助、扶助の仕組みを再確認するとともに、子どもからお年寄りまで安心して、いきいきと健康に暮らせるまちづくりを進めるために、高齢者福祉や次世代育成などに関する事業に活用させていただきます。

(3) 産業の振興に関する事業

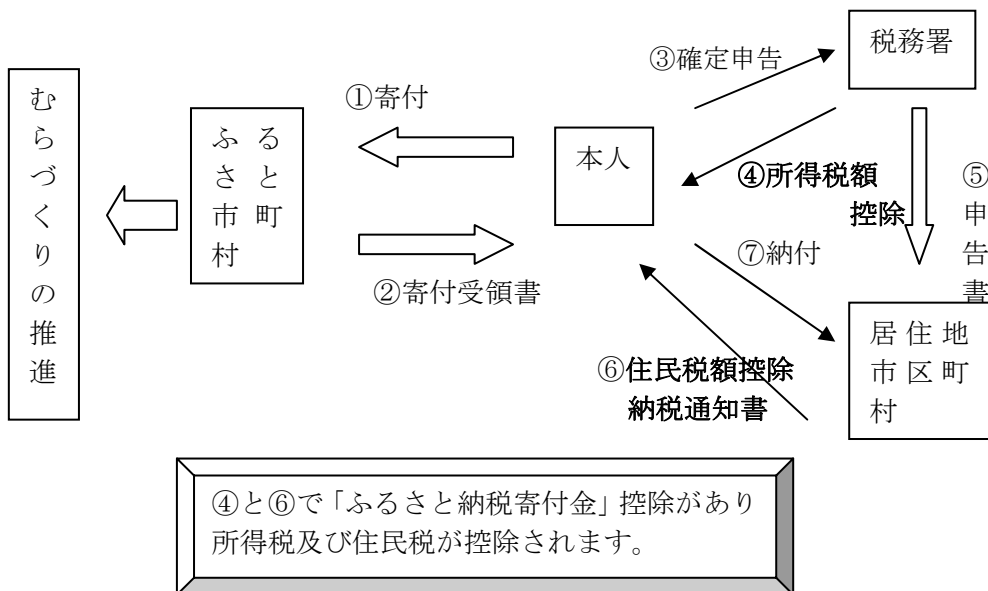
○地元の資源を最大限に活かし、芽生えつつ「島牧ブランド」の醸成と「村特産品」に更なる可能性を見出すとともに、農業、漁業、商業等が機能的に結びつくことができる仕組みづくりを確立する事業に活用させていただきます。

(4) その他目的達成のために村長が必要と認める事業

○指定がなかった場合に、上記のいずれかの事業に活用させていただきます。

手続き方法は？

「ふるさと納税寄付金」のイメージ



「島牧村ふるさと寄付」受付は、次の手順で行います。

1. 寄付の申し出

「寄付申出書」により寄付の申し出をしていただきます。

電話にて下記までお問い合わせいただければ、郵送又は FAX、E-mail で送付させていただきます。

寄付申出書の提出方法

郵送又は FAX、E-mail（上記の寄付申出書が添付されたもの）で送付いただくか、島牧村役場に直接お持ちいただきます。

お問合せ先

企画情報課企画係

Tel 0136-75-6212

Fax 0136-75-6216

E-mail kikaku@vill.shimamaki.hokkaido.jp

2. 寄付の方法

寄付申し出の際に指定された方法によります。

(1) 口座振込による場合

受付手続完了後、当方から振込口座等の情報を郵送により通知させていただきます。(郵送以外の方法で、振込口座等をお知らせすることはありません)

なお、振込手数料等については、寄付をされる方のご負担となります。

(注) ATMからのお振込みはできません。

(2) 現金書留による場合

「寄付承諾書」に同封する納付書を添え、下記宛先まで郵送していただきます。

なお、郵送料等は、寄付をされる方のご負担となります。

(3) 持参する場合

直接お持ちいただく場合は、役場窓口とします。

□郵送先～受付窓口□
〒048-0621
島牧村役場 企画情報課企画係
北海道島牧郡島牧村字泊83番地

寄付金税制について

地方公共団体への寄付については、税制上の優遇措置があります。
ただし、寄付金の総額が5,000円以下の場合は、対象となりません。

※なお、所得税においては、平成22年度中に支出する寄付金より適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられています。

1. 寄付者が個人の場合

(1) 控除対象者

個人住民税の納税義務のある方

(2) 控除対象となる寄付金額

5,000円を超える部分の寄付金額

※ 総所得金額の30%限度

(地方公共団体への寄付金以外の寄付金との合計額)

(3) 控除方式

税額控除方式

(4)控除額

①基本控除と②特例控除の合計額を個人住民税から控除

① 基本控除

(寄付金－5,000円) × 10%

② 特例控除

(寄付金－5,000円) × (90%－寄付される方に適用される所得の税率)

※個人住民税所得割の額の1割の額を限度

算定例

※ 夫婦のみの世帯 年収500万円の場合

寄付金額30,000円	→住民税分	22,500円
	所得税分	2,500円
	控除額計	25,000円

※上記は参考例です。所得等の状況により変動しますので、個人毎に算定してみる必要があります。

※なお、所得税においては、平成22年度中に支出する寄付金より適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられています。

■控除時期

- ・住民税：寄付を行なった年の翌年度分から控除されます
- ・所得税：寄付を行なった年分の所得税から控除されます

2. 寄付者が法人の場合

法人税額の算定上、寄付金を支出した事業年度で全額損金算入できます。

3. 寄付金控除の手続

所得税及び住民税の寄付金控除を受けるには、所得税の確定申告が必要となります。

申告をする際には、島牧村が発行する「寄付金受領証明書」を添付していただきます。

寄付を証明する書類は、申告時まで大切に保管していただきます。

ご注意ください!!

村職員がご自宅へ「ふるさと寄付」の集金に回ったり、電話にて現金預払機(ATM)への振込の指示をすることは一切ございません。ご入金に当たり、不安な点等ございましたら窓口(企画情報課)までお気軽にご相談ください。

しままき応援クラブへの加入お願い

ふるさと寄付をしていただいた皆様には、緑豊かで大自然に恵まれた島牧村と末永く親しんでいただくため「しままき応援クラブ」への加入をお願いしています。加入していただいた方には、イベントなどの情報提供をさせていただきますと共に、加入記念として、特産品等を提供させていただきます。

(特産品等引換券を発行し、道の駅「よってけ島牧」へ持参した場合のみ引換えできます。)

- 「しままき応援クラブ」
会費無料・参加自由
 - ①村広報誌の送付
 - ②イベント開催案内
 - ③随時の情報提供

- 特産品等の提供
クラブ加入時（御一人様1回目限り）のみ村特産品等を提供させていただきます。
(特産品等引換券を発行し、道の駅「よってけ島牧」へ持参した場合のみ引換えできます。)

島牧村ふるさと寄附条例 他